A000初診料、A001再診料

発熱患者等対応加算 月１回に限り20点 新設、要届出

A000初診料
11 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において初診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月１回に限り６点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で初診を行った場合は、発熱患者等対応加算として、月１回に限り20点を更に所定点数に加算する。

（告示ｐ4）

A000初診料
(26) 発熱患者等対応加算
「注11」ただし書に規定する発熱患者等対応加算は、(25)の**外来感染対策向上加算**を算定している場合であって、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状を有する患者に空間的・時間的分離を含む適切な感染対策の下で診療を行った場合に算定する。

（通知ｐ11）

A001再診料
15 〃再診を行った場合は、〃

（告示ｐ6）

初・再診料

外来感染対策向上加算 施設基準

次のいずれにも該当すること。

(１) 診療所であること。

(13) 感染症法第38 条第２項の規定に基づき都道府県知事の**指定**を受けている**第二種協定指定医療機関**（同法第36 条の２第１項の規定による通知（同項第２号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は**医療措置協定**（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。

(17) 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制を有していることが望ましい。

(基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて p 18)

A000初診料、A001再診料 **抗菌薬適正使用体制加算** **月１回**に限り**5点** 新設、要届出

14 注11 本文に該当する場合であって、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月に１回に限り５点を更に所定点数に加算する。

（「注11 本文」→外来感染対策向上加算）（告示ｐ4）

(29) 抗菌薬適正使用体制加算

「注14」に規定する抗菌薬適正使用体制加算は、(25）の**外来感染対策向上加算**を算定する場合であって、外来感染対策向上加算を算定する保険医療機関が抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能な**サーベイランス**に参加し、使用する抗菌薬のうち**Access 抗菌薬**に分類されるものの使用比率が60％以上又は当該サーベイランスに参加する診療所全体の**上位30％以内**である場合に算定する。

（通知ｐ12）

A001再診料　10　ロ **時間外対応加算２**　４点　新設、要届出（告示ｐ6）

２ **時間外対応加算１** に関する施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、当該診療所の**常勤**の医師、看護職員又は事務職員等により、**常時**対応できる体制がとられていること。・・・電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者に**コールバック**することができる体制がとられていること。

３ **時間外対応加算２** に関する施設基準

〃　**非常勤**の医師、看護職員又は事務職員等が、**常時**、電話等により対応できる体制がとられていること。・・・また、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者に**コールバック**することができる体制がとられていること。

４ **時間外対応加算３** に関する施設基準

(１)・・・標榜時間外の**夜間の数時間**は、原則として当該診療所において、当該診療所の**常勤**の医師、看護職員又は事務職員等により、対応できる体制がとられていること。・・・電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者に**コールバック**することができる体制がとられていること。

(基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについてp22)

A001再診料, A002外来診療料

看護師等遠隔診療補助加算

新設、要届出

20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合は、看護師等遠隔診療補助加算として、50点を所定点数に加算する。

（告示ｐ7、8）

A001再診料, A002外来診療料

A001 （16）「注20」、 A002(14) 「注11」に規定する看護師等遠隔診療補助加算は、「へき地保健医療対策事業について」（平成13 年５月16 日医政発第529 号）に規定される**へき地診療所**の医師又は**へき地医療拠点病院**の医師が、看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を実施した場合に、前回の対面診療を実施した日から起算して、３月以内に限り算定する。

（通知ｐ19、21）

第２の６ 看護師等遠隔診療補助加算
１．看護師等遠隔診療補助加算に関する施設基準
次のいずれにも該当すること。
(１)「へき地保健医療対策事業について」（平成13 年５月16 日医政発第529 号）に規定するへき地医療拠点病院又はへき地診療所の指定を受けていること。
(２) 当該保険医療機関に、へき地における患者が看護師等といる場合の情報通信機器を用いた診療に係る研修を修了した医師を配置していること。
(３) 別添１の第１に掲げる情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

（基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについてｐ26）